

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 4月 8日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 近畿セキスイハイム施工株式会社 キンキ セウウカフシカイシャ
 住所 奈良市西九条町4丁目3-1
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ヒカタ タダシ 疋田 忠志
 電話番号 0742-50-1575
 FAX番号 0742-50-1577
 メールアドレス yutaka.ikeda@sekisui.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 18 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 4月 日

届出者

氏名又は名称 キンキセキスイハイムセコウカブシキカイシャ 近畿セキスイハイム施工株式会社

住 所 630-8453
奈良市西九条町4丁目3-1

代表者氏名 代表取締役 ヒキタ タダシ 疋田 忠志

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>キンキセキスイハイムセコウカブシキカイシャ</small> 近畿セキスイハイム施工株式会社		
住 所	奈良市西九条町4丁目3-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>ヒキタ タダシ</small> 疋田 忠志		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) ・代表者の氏名	代表取締役 <small>カワバタ クニオ</small> 川端 久仁夫	代表取締役 <small>ヒキタ タダシ</small> 疋田 忠志	令和6年 4月 1日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 4月 8 日

申請者

氏名又は名称 近畿セキスイハイム施工株式会社
住 所 奈良市西九条町4丁目3-1
代表者氏名 代表取締役 疋田 忠志



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市西九条町四丁目3番1号
近畿セキスイハイム施工株式会社

会社法人等番号	1500-01-009161	
商号	大阪セキスイハイム施工株式会社	
	近畿セキスイハイム施工株式会社	平成26年 1月 1日変更 平成26年 1月 6日登記
本店	奈良市西九条町四丁目3番1号	
公告をする方法	官報に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/osakasekou421.html	平成28年 9月30日変更 平成28年10月24日登記
会社成立の年月日	昭和49年4月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の設計、施工、請負並びに工事監理 2. 給水、排水、電気、ガス設計工事及び造園工事の設計施工、請負並びに工事監理 3. 不動産の売買及び賃貸借の仲介、斡旋並びに不動産の維持管理 4. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	<u>木元君之</u>	令和1年6月27日重任
			令和1年7月22日登記
	取締役	<u>木元君之</u>	令和2年6月27日重任
			令和3年6月7日登記
	取締役	<u>木元君之</u>	令和3年6月28日重任
			令和4年1月24日登記
	取締役	<u>木元君之</u>	令和4年6月24日重任
			令和4年12月23日登記
			令和5年1月1日辞任
			令和5年1月11日登記
	取締役	<u>長野文俊</u>	令和1年6月27日重任
			令和1年7月22日登記
	取締役	<u>長野文俊</u>	令和2年6月27日重任
			令和3年6月7日登記
			令和3年5月1日辞任
			令和3年11月16日登記
	取締役	<u>疋田忠志</u>	令和1年12月1日就任
			令和1年12月24日登記
	取締役	<u>疋田忠志</u>	令和2年6月27日重任
			令和3年6月7日登記
取締役	<u>疋田忠志</u>	令和3年6月28日重任	
		令和4年1月24日登記	
取締役	<u>疋田忠志</u>	令和4年6月24日重任	
		令和4年12月23日登記	
取締役	<u>疋田忠志</u>	令和5年6月23日重任	
		令和5年7月3日登記	

	取締役	<u>財津弘樹</u>	令和3年5月1日就任
			令和3年11月16日登記
	取締役	<u>財津弘樹</u>	令和3年6月28日重任
			令和4年1月24日登記
	取締役	<u>財津弘樹</u>	令和4年6月24日重任
			令和4年12月23日登記
	取締役	<u>財津弘樹</u>	令和5年6月23日重任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>川端久仁夫</u>	令和5年1月1日就任
			令和5年1月11日登記
	取締役	<u>川端久仁夫</u>	令和5年6月23日重任
			令和5年7月3日登記
	大阪府吹田市山田西四丁目2番6-405号 代表取締役	<u>木元君之</u>	令和1年6月27日重任
			令和1年7月22日登記
	大阪府吹田市山田西四丁目2番6-405号 代表取締役	<u>木元君之</u>	令和2年6月27日重任
			令和3年6月7日登記
	大阪府吹田市山田西四丁目2番6-405号 代表取締役	<u>木元君之</u>	令和3年6月28日重任
			令和4年1月24日登記
	大阪府吹田市山田西四丁目2番6-405号 代表取締役	<u>木元君之</u>	令和4年6月24日重任
			令和4年12月23日登記
			令和5年1月1日退任
			令和5年1月11日登記

	兵庫県三田市ゆりのき台二丁目20番地4 代表取締役 <u>川端久仁夫</u>	令和5年1月1日就任 令和5年1月11日登記
	兵庫県三田市ゆりのき台二丁目20番地4 代表取締役 <u>川端久仁夫</u>	令和5年6月23日重任 令和5年7月3日登記
		令和6年3月31日辞任 令和6年4月1日登記
	大阪府茨木市井口台23番13号 代表取締役 <u>疋田忠志</u>	令和6年4月1日就任 令和6年4月1日登記
	監査役 <u>太田寿</u>	令和1年12月1日就任 令和1年12月24日登記
	監査役 <u>太田寿</u>	令和2年6月27日重任 令和3年6月7日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年7月20日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成22年5月1日大阪市平野区长吉川辺三丁目1番17号から本店移転 平成22年5月20日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年4月4日

大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野洋一



定 款

近畿セキスイハイム施工株式会社

原本証明書

この定款は原本に相違ありません

令和6年4月8日

奈良市西九条町4丁目3-1

近畿セキスイハイム施工株式会社

代表取締役

疋田 忠志

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、近畿セキスイハイム施工株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 土木、建築工事の設計、施工、請負並びに工事監理。
2. 給水、排水、電気、ガス設計工事及び造園工事の設計施工並びに工事監理。
3. 不動産の売買及び賃貸借の仲介並びに不動産の維持管理。
4. 前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。

(株式の不発行)

第7条 当社は、株式に係わる株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(質権の登録・信託財産の表示)

第9条 質権の登録もしくは抹消、または信託財産の表示もしくは抹消を請求する場合は、当社所定の請求書に当事者記名捺印の上、提出しなければならない。

(株式の名義書換等の手数料)

第10条 株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消の場合の手料は、取締役会の定めるところによる。

(株主等の住所等の届出)

- 第11条 株主、登録質権者及びその法定代理人または法人の代表者は、氏名、住所及び印鑑を届出なければならない。これを変更したときもまた同様である。
- 2 日本国内に住所を有しない株主及び登録質権者は、日本国内に通知または催告を受ける場所または、代理人を定めて届出なければならない。これを変更したときもまた同様である。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

- 第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに任じ、取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに任ずる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は他の株主1名を代理人として、議決権を行使することが出来る。但し、その株主または代理人は代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議決方法)

- 第17条 株主総会の議決は、法令または本定款に別段に定めある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を持って行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印もしくは、記名押印または電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第19条 当会社に取締役を3名以上置く。

- 2 取締役が任期中に退任したときは、補欠選挙を行う。但し、法定数を欠かない限り、取締役会の決議により補欠選挙を延期し、又はこれを行わなくてもよい。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任には、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数を持って行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結のときに満了する。

- 2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第22条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議により代表取締役を1名置き、その他必要により取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることが出来る。

(取締役会)

第24条 取締役会は、特に法令又は定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集及び決議)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。但し、取締役社長が定められていないとき、又は事故あるときは取締役会の定めた他の取締役がこれに当たる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することが出来る。
- 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことが出来る。
- 4 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。
- 5 前4項の他、取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項に付いて書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査役

(監査役の定員)

第27条 当会社に監査役を1名置く。

2 第19条第2項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の権限の範囲)

第28条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役の選任)

第29条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任には、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期満了すべき時までとする。

第6章 計算

(事業年度及び決算)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算は毎事業年度末に行う。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第33条 1事業年度に1度に限り、取締役会の決議をもって、会社法第454条第5項に規定する金銭による配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合には、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。